

改 正 後	改 正 前																																
<b>土木工事共通仕様書 目次</b>	<b>土木工事共通仕様書 目次</b>																																
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-50 [略]</p> <p><u>1-1-51 石綿使用の有無</u></p> <p>第2章 ~ 第20章 [略]</p> <p>[削る。]</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-50 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第2章 ~ 第20章 [略]</p> <p><u>工事の情報共有システム活用要領</u></p>																																
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 工事概要</td> <td style="width: 50%;">(8) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理計画</td> <td>(14) <u>法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(15) <u>その他</u></td> </tr> </table> <p>2・3 [略]</p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応	(2) 計画工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工管理計画	(14) <u>法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）</u>		(15) <u>その他</u>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 工事概要</td> <td style="width: 50%;">(8) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理計画</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(14) <u>その他</u></td> </tr> </table> <p>2・3 [略]</p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応	(2) 計画工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工管理計画	[新設]		(14) <u>その他</u>
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応																																
(2) 計画工程表	(9) 交通管理																																
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																																
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																																
(5) 主要資材	(12) 環境対策																																
(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
(7) 施工管理計画	(14) <u>法定休暇・所定休暇（週休二日の導入）</u>																																
	(15) <u>その他</u>																																
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応																																
(2) 計画工程表	(9) 交通管理																																
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																																
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																																
(5) 主要資材	(12) 環境対策																																
(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
(7) 施工管理計画	[新設]																																
	(14) <u>その他</u>																																

改正後	改正前
<p>1-1-6 ~ 1-1-10 [略]</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用 1 ~ 2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、工事の施工に先立ち、工事用地又は地区境界等の工事施工範囲を確認しなければならない。</u> なお、確認に当たっては、別途監督職員が提示する用地図又は地区境界図と現地に設置している境界杭等の位置を精査・照合しなければならない。</p> <p><u>4 受注者は、前項の精査・照合の結果、境界杭等の亡失を確認した場合は、境界杭等を復元し、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 ~ 8 [略]</u></p> <p>1-1-12 ~ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1 ~ 4 [略]</p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>その写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>6 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用促進計画を<u>公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>8 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u> また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、<u>工事現場において公衆の見え</u>やすい場所に掲げなければならない。</p> <p><u>9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第7項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p><u>10 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p><u>11 [略]</u></p>	<p>1-1-6 ~ 1-1-10 [略]</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用 1 ~ 2 [略] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3 ~ 6 [略]</u></p> <p>1-1-12 ~ 1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1 ~ 4 [略]</p> <p>5 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<u>含め</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。 [新設]</p> <p><u>6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め</u>監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を<u>工事現場の公衆が見</u>やすい場所に掲げなければならない。 [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>7 [略]</u></p>

改正後	改正前
<p>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>通じて</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。  (1) ~ (4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) ~ (2) [略]  <u>(3) 週休二日の履行状況</u>  4・5 [略]</p> <p><b>1-1-29 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略]  <u>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</u>  <u>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</u>  <u>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</u>  <u>(3) 週休二日の履行状況</u>  <u>4・5</u> [略]</p> <p><b>1-1-30 施工管理</b></p> <p>1~3 (略)</p> <p><u>4 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u>  <u>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知</u>  <u>(URL「<a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html</a>」))に基づくものとする。</u>  <u>5</u> (略)</p> <p>1-1-31 ~ 1-1-33 [略]</p>	<p>1-1-23 ~ 1-1-27 [略]</p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の完成通知書を作成し、監督職員を<u>経由して</u>発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。  (1) ~ (4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。  (1) ~ (2) [略]  [新設]  4・5 [略]</p> <p><b>1-1-29 既済部分検査</b></p> <p>1・2 [略]  [新設]</p> <p><u>3・4</u> [略]</p> <p><b>1-1-30 施工管理</b></p> <p>1~3 (略)  [新設]</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>1-1-31 ~ 1-1-33 [略]</p>

改正後	改正前
<p>1-1-34 工事中の安全管理</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、<u>施工者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。  <u>なお、標示板については、本章1-1-38 環境対策5(3)に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>10 ~ 11 [略]</p> <p><u>12 受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、出入口に交通誘導警備員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。</u>  <u>なお、配置する交通誘導警備員の資格等については、1-1-40の12によるものとする。</u>  <u>また、取付道路工、道路横断工は、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。</u></p> <p><u>13 ~ 20 [略]</u></p> <p>1-1-35 ~ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 環境対策</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 ~ 4 [略]</u></p> <p><u>5 資材（材料及び機材を含む。）</u>、工法、建設機械及び目的物  (1)・(2) [略]  <u>(3) 受注者は、木材の使用について「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に基づき、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。</u>  (4) [略]</p> <p><u>6・7 [略]</u></p> <p><u>8 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。</u></p> <p>1-1-39 [略]</p> <p>1-1-40 交通安全管理</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>場所等の案内標識、工事中の標識等</u>の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。  <u>なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p>	<p>1-1-34 工事中の安全管理</p> <p>1 ~ 8 [略]</p> <p>9 受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、工事種別、発注者名、<u>受注者名</u>及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p>10 ~ 11 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>12 ~ 19 [略]</u></p> <p>1-1-35 ~ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 環境対策</p> <p>1 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 ~ 3 [略]</u></p> <p><u>4 資材（材料及び機材を含む。）</u>、工法、建設機械及び目的物  (1)・(2) [略]  [新設]</p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>5・6 [略]</u>  [新設]</p> <p>1-1-39 [略]</p> <p>1-1-40 交通安全管理</p> <p>1 ~ 4 [略]</p> <p>5 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、<u>標識</u>の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>6 ～ 9 [略]</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可 <u>または道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答</u>を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p><u>11 この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成 5 年法律第 43 号、平成 6 年 5 月 10 日施行）により、ダンプカーの過積載防止措置等法令遵守の徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(1) 施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底するものとする。</u></p> <p><u>12 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第 38 条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等、確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 5 の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を 1 人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><b>1-1-41 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p> <p>(1) ～ (71) 略</p> <p><u>(72) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための（令和 4 年法律第 37 号）環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律</u></p> <p>1-1-42 ～ 1-1-43 [略]</p>	<p>6 ～ 9 [略]</p> <p>10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1-3 車両の一般的制限値 [略]</p> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p><b>1-1-41 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。</p> <p>なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。</p> <p>(1) ～ (71) 略</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>1-1-42 ～ 1-1-43 [略]</p>

改正後	改正前
<p>1-1-44 工事測量</p> <p>1 ~ 5 [略]</p> <p><u>6</u> 受注者は、工事の施工に使用する「任意の測量標」を設置したときは、速やかに工事測量成果表を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>1-1-45 ~ 1-1-50 [略]</p> <p><u>1-1-51 石綿使用の有無</u></p> <p><u>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。</u></p> <p><u>石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u></p> <p>第2章 材料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ~ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ~ 第21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編 [略]</p>	<p>1-1-44 工事測量</p> <p>1 ~ 5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>1-1-45 ~ 1-1-50 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第2章 材料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1・2節 [略]</p> <p>第3節 土工</p> <p>3-3-1 [略]</p> <p>3-3-2 掘削工</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 掘削中及び掘削土を運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>3-3-3 ~ 3-3-8 [略]</p> <p>第4 ~ 第21節 [略]</p> <p>第2編 工事別編 [略]</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="299 373 439 411">[削る。]</p> <p data-bbox="284 562 1145 600">農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式 [略]</p>	<p data-bbox="1590 373 2234 411"><u>工事の情報共有システム活用要領</u> [略]</p> <p data-bbox="1605 562 2466 600">農業土木工事共通仕様書に基づく関係書類様式 [略]</p>